

# デジタル庁情報システム調達改革検討会 資料1 第5回検討会の進め方と論点について

戦略・組織グループ 調達支援・改革担当

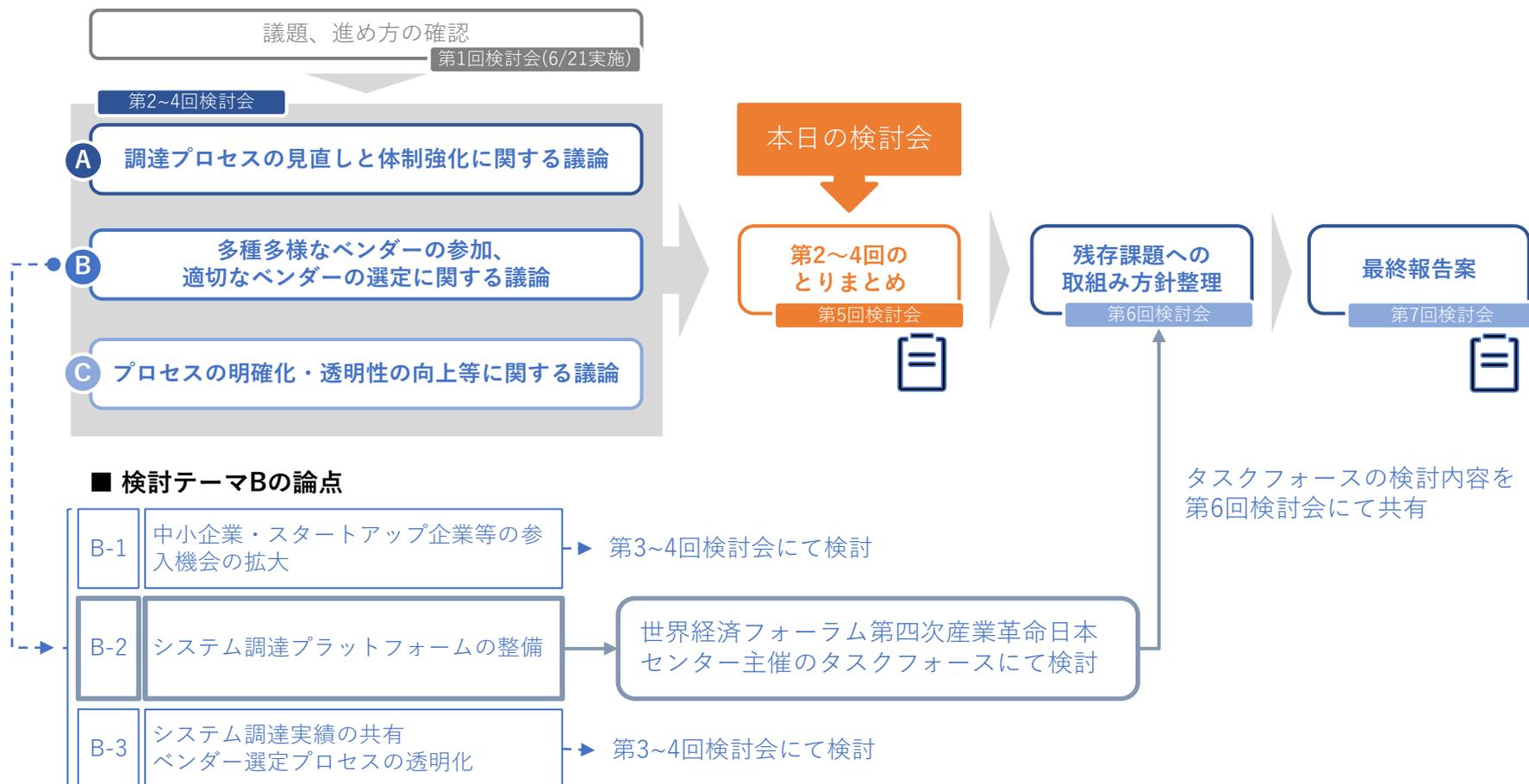
## デジタル庁

1. 第5回検討会の位置づけと進め方
2. 施策の方向性

## 1. 第5回検討会の位置づけと進め方

# 第5回検討会の位置づけ

- 第2～4回検討会において議論した3つの検討テーマについて、令和5年度からの試行も含め一部施策につき実施開始する趣旨で、論点の整理と対応の方向性を第5回検討会で議論



# 第2～4回検討会で取り上げた論点

▶ 前ページの全体の流れを考慮し、第2～4回検討会の検討会で取り上げる論点を組換えて実施

検討テーマ		論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1	予算制度の柔軟化
	2	調達制度・調達単位の柔軟化
	3	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4	発注者のシステム調達能力の強化 (調達仕様書の作成・交渉など)
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1	中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2	システム調達プラットフォームの整備
	3	システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1	ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2	システム調達の透明性に係る検証機能の整備

第2回	B-2	システム調達プラットフォームの整備
	A-3	アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	C-1	ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用
第3回	A-2	調達制度・調達単位の柔軟化
	A-4	発注者のシステム調達能力の強化 (調達仕様書の作成・交渉など)
	B-3	システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
第4回	B-1	中小企業・スタートアップ等の参入機会の拡大
	C-2	システム調達の透明性に係る検証機能の整備
	A-1	予算制度の柔軟化

# 第5回検討会（本日）の流れ

- 各検討会における検討結果と施策の方向性、残課題の対応方向性について、事務局にて「論点の概要」を説明した上で自由討議

## ■ 第5回検討会の検討会の流れ

### 【討議①】

各検討会における検討結果と施策の方向性の確認（前半）



### 【討議②】

各検討会における検討結果と施策の方向性の確認（後半）



## 2-1. 施策の方向性（概要）

# 第2～4回検討会で取り上げた論点と施策の方向性の整理

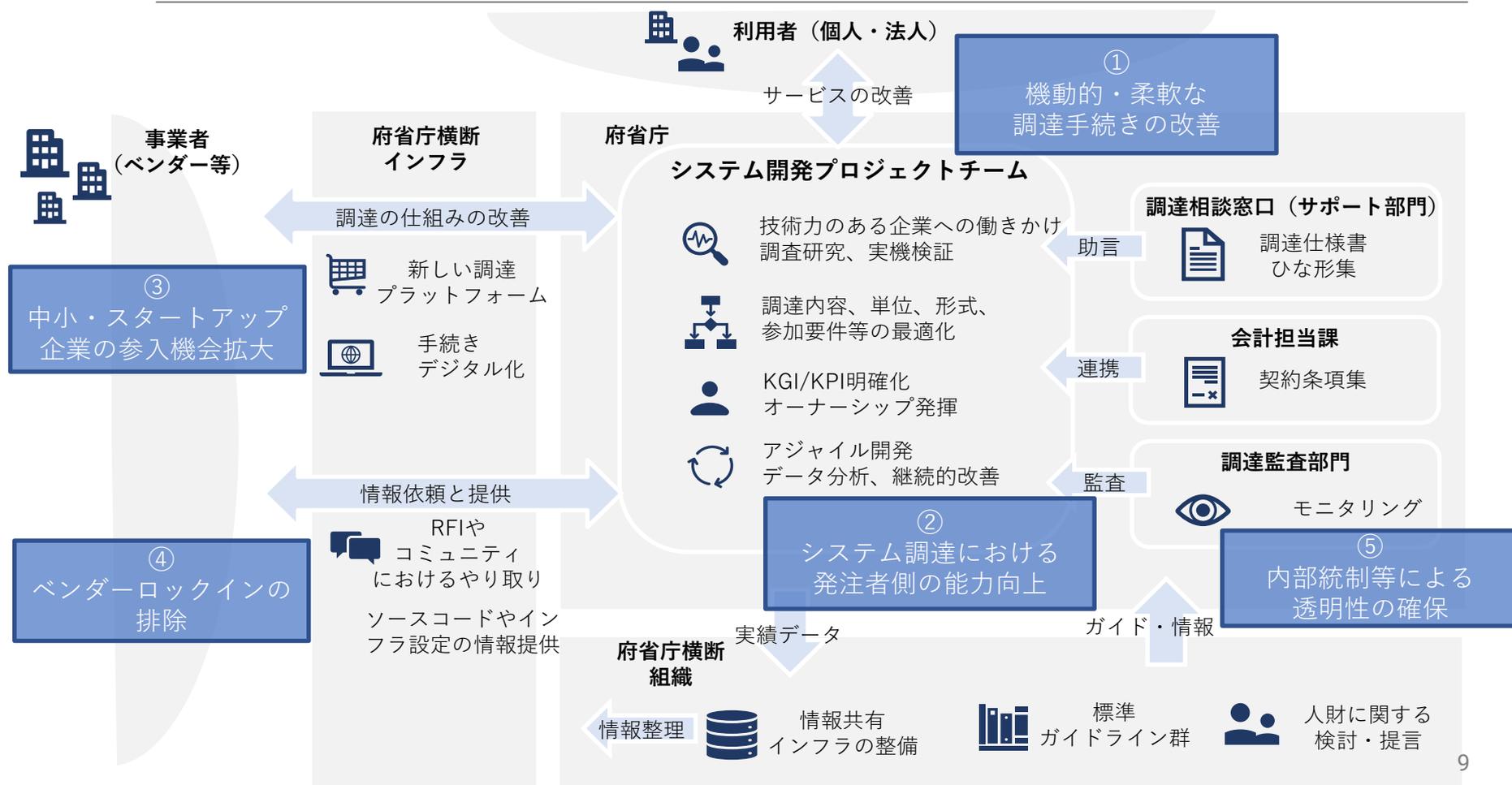
- 本検討会では、「A. 調達プロセスの見直しと体制強化」「B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定」「C. プロセスの明確化・透明性の向上等」の3つの論点を出発点とし、議論を重ねてきた。
- その結果、施策の方向性として、利用者の要求に合わせた機動的・柔軟で継続的なサービスの改善、システム調達における発注者側の能力向上、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、ベンダーロックインの予防、システム調達の透明性の向上の5つに整理した。

本検討会の論点		検討会における議論の単位	施策の方向性
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化	第4回 A-1(b)前金払・概算払い A-1(a)柔軟性のある運営	③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大  ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善
	2 調達制度・調達単位の柔軟化	第3回 A-2(a)アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流 A-2(b)細分化に向けた発注能力強化 A-4(c)アジャイル開発の経験・知見	
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方	第2回 A-3(a)アジャイル開発採用時の契約と検収 第2回 A-3(b)クラウドサービス調達時の契約 第2回 A-3(c)随意契約・契約変更の選択基準	
	4 発注者のシステム調達能力の強化(調達仕様書の作成・交渉など)	第3回 A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上 A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上 B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み	
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大	第4回 B-1中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大	③ 中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備	B-2システム調達プラットフォームの整備	
	3 システム調達実績の共有ベンダー選定プロセスの透明化	C-2に統合して検討	
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	第2回 C-1ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用	④ ベンダーロックインの排除
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備	第4回 C-2システム調達の透明性に係る検証機能の整備	

# 短期的施策の方向性を取り込んだ将来像

- ▶ 検討会の結果整理された5つの施策の方向性（機動的・柔軟な調達手続きの改善、システム調達における発注者側の能力向上、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、ベンダーロックインの排除、内部統制等による透明性の確保）を取り込み、利用者、事業者（ベンダー等）、府省庁、府省庁横断組織などの関係者との関係性を描いた将来像を示す。

## 短期的施策の方向性を取り込んだ将来像



## ❖ 概要

- ▶ 機動的・柔軟で継続的なサービスに取り組む（アジャイル開発等）にあたっては、「事業の特性」と「関係の特性」（利用者が求めるタイムラインやチーム規模などの特性）を具体化して、適するプロジェクトを見極めること、機動的・柔軟で継続的なサービス開発の経験と知見を持った要員を備えることが肝要
- ▶ 契約については、ベンダーロックインとなっているシステム開発や運用・保守案件を細分化するなど「合理的な調達単位」を検討すること、その検討が可能な人財育成と調査研究（外部調達も含む）を実施することが重要である

## ❖ 主な短期的施策の方向性

### 1. 機動的・柔軟で継続的なサービス開発（アジャイル開発）に適するプロジェクトの選択

- ・ アジャイル開発が選択肢となりうる事業・システム特性や関係者の状況を具体的なプロダクト例等を示しながらガイドし継続的に改善する

### 2. 合理的な調達単位

- ・ 合理的な調達単位の検討について技術妥当性や履行可能性に関する知見を蓄積し、整理した上でシステムの疎結合化の調査研究業務が選択肢となりうるシステムの特性をガイドする
- ・ 調達単位の細分化のメリット、実現可能性の検討観点やリスク、システムの疎結合化と合わせた調達単位細分化のアプローチをガイドする。
- ・ MVP（Minimum Viable Product, 実用的で最小限の範囲で動くプロダクト）や検査の合否判定基準および、レビュー・受入方法を具体指定する調達仕様書等の雛形を整える

### 3. 多様な契約・調達方式の整理

- ・ 対象事業・システムの具体特性に応じて、契約方式（準委任契約、請負契約）、調達方式（随意契約、技術的対話による企画競争等）を選択できるように、様式や環境を整える
- ・ 妥当と考えられる随意契約や契約変更実績を事例集として共有するとともに適用する際のガイドの作成を検討する
- ・ 日本版フレームワーク合意方式のスキームを検討し、早期の導入を図る  
（フレームワーク合意とは、欧米で活用されている、契約を行う一つまたはそれ以上の政府機関と、一つまたはそれ以上の事業者との間の合意のことを指す）

### 4. クラウドサービスの円滑な契約促進

- ・ クラウド事業者と契約を結ぶ際の利用ルールやガバナンスを検討するとともに、問い合わせや契約をサポートする人員を確保する
- ・ 事業を勘案して複数年契約の利用を検討する旨をガイドする

## (参考) 主な中期的施策の方向性

- ・ 機動的・柔軟で継続的なサービス開発の経験と知見を持った要員の育成と体制づくり
- ・ 準委任契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を組み合わせた混合型の契約方式を検討
- ・ 随意契約や変更契約の具体的理由については、対外的に公表等

### ❖ 概要

- ▶ 発注者側の経験不足により、調達仕様書や契約書の記載が十分でないケースが生じているため、調達仕様書作成能力の確保、契約書作成支援の施策が必要
- ▶ ベンダ選定プロセスの妥当性を高める上で、提案価格やサービス内容を適切に評価するために、システム調達の実績の体系化や、発注者側のベンダの技術を評価する知見・経験が必要

### ❖ 主な短期的施策の方向性

#### 1. 仕様書・契約書などの属人化排除

- 発注者向けの調達仕様書の雛形（詳細版）を作成し、関連省庁に共有・活用する
- 望ましくない調達仕様書の記載例について、コラムなどの形式でデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群を更新し、各府省に共有する
- 現在のデジタル庁の標準契約書（請負契約）に加えて、事業特性を踏まえた契約を行えるよう、契約書の雛形（準委任契約など）を複数種類作成し、公開する
- デジタル庁にて、調達仕様書作成の相談窓口を設置するとともに、作成された調達仕様書の内容をレビューする体制を構築する

#### 2. 発注者側の知見・経験蓄積

- 調達仕様書作成の勉強会を実施して作成能力の向上策を検討するとともに、情報システム調達人材に求められるスキルを整理する
- 発注者のシステム調達能力を向上させるために、参考となる調達仕様書や定量的な情報（システム概要、要件・金額規模、期間）を蓄積していく
- 調達情報等をシステムに入力する際、情報を入力する各省の負担が大きいとされたODBでの反省に鑑み、入力者の負担を軽減し、情報の入力率・正確性向上の解決を図ると共に、入力のモチベーション向上のためにメリットとなる利活用方法について検討する

#### （参考）主な中期的施策の方向性

- 調達に係る人材について、求められるスキルを持った人材を確保するために、人材育成・採用の方針について関連部署と情報を共有するとともに、必要な施策（専門人材育成を考慮した研修の強化やローテーション等）についても提言する。
- 調達相談窓口で、契約に係る助言も実施出来るよう体制構築を検討する（FAQなどを蓄積し、共有する）。また、窓口だけでなく、コミュニティベースで互いに学びあう仕組みを作ることも検討する
- 調達実績情報（案件名、契約金額など）を共有し、調達規模や調達内容を共有・活用できるような仕組み・システムを実現する（ただし、各府省の意見や民間団体のヒアリング結果を加味した公開内容、公開範囲の設計が必要）。また、調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する

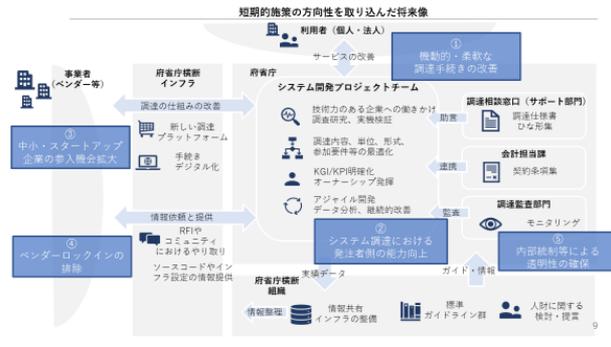
等

# 自由討議①

▶ 短期的施策の方向性を取り込んだ将来像、① 機動的・柔軟な調達手続きの改善、② システム調達における発注者側の能力向上について、施策の方向性（詳細）ページも含めた内容について自由討議

## 短期的施策の方向性を取り込んだ将来像

▶ 検討会の結果整理された5つの施策の方向性（機動的・柔軟な調達手続きの改善、システム調達における発注者側の能力向上、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、ベンダーロックインの排除、内部統制等による透明性の確保）を取り込み、利用者、事業者（ベンダー等）、府省庁、府省庁横断組織などの関係者との関係性を描いた将来像を示す。



## ① 機動的・柔軟な調達手続きの改善

P.18~37

### ◆ 概要

▶ 機動的・柔軟で継続的なサービスに取り込む（アジャイル開発等）にあたっては、「事業の特性」と「関係の特性」（利用者が求めるタイムラインやチーム規模などの特性）を具体化して、適するプロジェクトを見極めること、機動的・柔軟で継続的なサービス開発の経験と知識を持った要員を備えることが肝要

▶ 契約については、ベンダーロックインとなっているシステム開発や運用・保守案件を細分化するなど「合理的な調達単位」を検討すること、その検討が可能なら人材育成と調査研究（外部調達も含む）を実施することが重要である

### ◆ 主な短期的施策の方向性

#### 1. 機動的・柔軟で継続的なサービス開発（アジャイル開発）に適するプロジェクトの選択

・ アジャイル開発が適用できるような事業・システム特性や関係者の状況を具体的なプロジェクト改善を示しながらガイドし、継続的に改善する

#### 2. 合理的な調達単位

- ・ 合理的な調達単位の検討について技術面と法的可能性に關する知見を醸成し、適したシステムの特徴や研究開発環境が整ったシステムをガイドする
- ・ 調達単位の細分化のメリット、実現可能な検討枠組みやリスク、システムの特徴化と合わせて調達単位細分化のアプローチをガイドする
- ・ MVP (Minimum Viable Product, 最小で最小限の範囲で動くプロダクト) や最小の範囲で実現可能なプロトタイプ・導入方法を具体化する調達仕様書等の雛形を整える

### (参考) 主な中期的施策の方向性

- ・ 機動的・柔軟で継続的なサービス開発の経験と知識を持った要員の育成と体制づくり
- ・ 事業契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を組み合わせた混合型の契約方式を検討
- ・ 従量契約や変更契約の具体的な抽出については、対外的に公表

## ② システム調達における発注者側の能力向上

P.38~43

### ◆ 概要

▶ 発注者側の経験不足により、調達仕様書や契約書の記載が十分でないケースが生じているため、調達仕様書作成能力の確保、契約作成支援が必要

▶ ベンダ選定プロセスの妥当性を高める上で、提案価格やサービス内容を適切に評価するために、システム調達の実績の体系化や、発注者側のベンダの技術評価を可能とする知見・経験が必要

### ◆ 主な短期的施策の方向性

#### 1. 仕様書・契約書などの属人化排除

- ・ 調達単位の調達仕様書の雛形（詳細版）を作成し、調達官庁に共有・活用する
- ・ 概ましくない調達仕様書の記述例について、コラムなどの形式でデジタル・ガバナメント推進標準ガイドライン群を更新し、各府省に共有する
- ・ 現在のデジタル庁の標準契約書（請負契約）に加え、事業特性を踏まえた契約書（リース契約、標準契約など）を開発・活用し、公開する
- ・ デジタル庁にて、調達仕様書の共通項目を設置するとともに、作成された調達仕様書の内容をレビューする体制を構築する

### (参考) 主な中期的施策の方向性

- ・ 調達に係る人材について、求められるスキルを持った人材を確保するために、人材育成・採用の方針について関連部署と情報を共有するとともに、必要な施策（専門人材育成を考慮した研修の強化やローテーション等）についても提供する
- ・ 調達相談窓口で、契約に係る随時でも実施出来るよう体制構築を検討する（FAQなどを蓄積し、共有する）。また、窓口だけでなく、コミュニティ等でも気軽に呼びかけられる仕組みを作ることも検討する
- ・ 調達実績情報（契約名称、契約金額など）を共有し、調達実績や調達内容を共有・活用出来るよう仕組み・システムを整備する（ただし、長官省の意見や民間団体のヒアリング結果を加味した公開内容、公開範囲の設計が必要）。また、調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する

## ❖ 概要

- ▶ システム調達で一者応札や一部の大手ベンダへの発注の集中が生じていることに対して、高い技術を持つ中小企業やスタートアップ企業を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある

## ❖ 主な短期的施策の方向性

### 1. 事務手続きの簡素化・情報公開

- 入札説明書に電子入札・電子契約を原則する旨を記載した上で、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル、e-Tax等）を活用し、公告から契約締結までの事務手続きのデジタル化やペーパーレス化、提出書類の削減等の事務の簡素化を検討する。
- 年間の調達計画（WTO案件）を中心に調達情報等を早期に開示する。
- 電子入札の原則が定められているデジタルガバメント推進標準ガイドライン群にて、事務手続きの簡素化や入札参加資格の等級制限の緩和について周知拡大を図る

### 2. 多様な企業の参入促進

- 中小企業やスタートアップ企業が財務や実績が求められる高い等級を取得することは難しいことから、入札参加資格の等級制限の緩和等、価格だけではなくより提案内容を評価する仕組みを検討をする
- 国として受容できるリスク・受容できないリスクを整理し、損害賠償金額の上限設定の合理的な判断ができるように整備する
- システム調達においては、中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きや法的リスク（損害賠償の上限がない契約）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用する

## (参考) 主な中期的施策の方向性

- システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備する
- 損害賠償金額上限の設定の考え方に関するガイドライン群を整備することも含めて検討する
- 様式の統一化や簡易的に受発注を行えるような手続き（DMP等の活用）、幅広い端末で入札できる環境を検討する
- 中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やせるよう、調達担当官の適切な責任分解点で契約区分を切る能力を高める
- また、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業に調達担当官が能動的に働きかけられるよう、中小・スタートアップ企業の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する

等

## ❖ 概要

- ▶ 密結合なシステム設計や仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にあることに対し、システムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けた施策と、仕様のブラックボックス化を防ぐ情報公開施策を検討する必要あり
- ▶ ベンダー独自仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じていることに対し、情報システム調達時の請負事業者の知的財産権を保護しつつもベンダーロックインの予防に寄与する施策を検討する

## ❖ 主な短期的施策の方向性

### 1. 疎結合化やオープンな技術の促進

- 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良事例について、実現性調査や検証の進め方も含めた事例集を作成し共有する
- 既存システムの次期更改に向けて、疎結合化やオープンな技術の採用、データポータビリティ等に係る調査研究・実機検証業務を調達することをガイドで後押しする
- 事業者の入札検討時に、ブラックボックス化を防ぐための資料（ソースコードやインフラ設定等）を閲覧・検索出来るような仕組み・準備をガイドに落とし込む。
- デジタル庁内において、疎結合化やオープンな技術の採用に関する調達仕様書の記載内容等について相談可能な窓口を整備する。

### 2. 請負事業者の知的財産権の保護と、ベンダーロックインの予防のバランスへの配慮

- 中期的施策として対応

※ ベンダーロックイン排除の取組については、調達手続きに係る上記対応のみならず、デジタル庁全体の取組としても、サービスデザインやUI、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化等の「標準の策定・推進」や、ガバメントクラウドやガバメントソリューションサービス等の「共通機能の整備・展開」といった形で、排除に寄与する対策が実施されているところである。

### (参考) 主な中期的施策の方向性

- ソースコードの再利用・共同利用の推進策、および権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応運営といった事項を事前検討した上で、オープンソース化のポリシーを整備し、運営詳細を、役割責任を明確にしながらガイドに落とし込む
- 疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口を府省庁横断的に整備する
- オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームの準備と対応運営に向けた人員を採用・育成する
- 知的財産権の所有関係とともに、データベース構造やソースコード等が事業者側に知的財産権が帰属することを理由に直接開示できない場合でも、改修・運用に必要な内容に変換したうえで提供が受けられることやその必要負担の考え方、ベンダーとの協議内容をガイドする。また、改修・運用に必要な内容の提供を受けるための契約書様式を、情報システム調達の類型（発注側と事業者の関係）ごとに整える

## ❖ 概要

- ▶ 民間人材が多いデジタル庁においては、より一層の透明性の充実・ルールの作成が求められることから、システム調達  
の透明性・実効性を図る施策が必要である

## ❖ 主な短期的施策の方向性

### 1. 透明性を支える内部統制等の充実およびサポート部門との連携による実効性の確保

- ・ 調達監査部門全体における役割を強化・徹底する
  - ✓ 内部監査部門は調達プロセスについて、準拠性の観点からチェックリストの整備による質の高いモニタリングを実施するとともに、PDCAサイクルを回すことで、ガイドラインの定着化を図る
  - ✓ サポート部門は、相談窓口として活用することで、助言機能として整備する
  - ✓ 調達支援チームは調達監査部門横断的に統制を図ることで、PDCAサイクルの実効性を担保する。また、サポート部門とも連携して、効果的・効率的なシステム調達ができるよう調達担当者に対して積極的に助言・支援する

### 2. システム調達情報の明確化

- ・ 事業者との事前接触においては、技術的対話による企画競争を推進しつつ、RFIや意見招請も活用しながら、不適切なやり取りにならないようルールを遵守した上で対話を推進する。また、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめる。併せて、民間からの出向者等向けにルールや資料についての周知及び説明会を実施する

## (参考) 主な中期的施策の方向性

- ・ 調達に関する情報を外部に開示する方法を検討する。開示方法の検討においては、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル）を活用し、効率的な導入を推進する。  
（「① 機動的・柔軟な調達手続きの改善」の中期的施策「随意契約や変更契約の具体的理由については、対外的に公表」、「② システム調達における発注者側の能力向上」の中期的施策「調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する」も参照）
- ・ 内部監査部門において、専門人材を外部及び内部から確保する。人材採用の際は、過去の慣例踏襲に傾くことがないように、新しい観点で改善できる人材を確保するという点に留意する

等

# 自由討議②

## ③ 中小・スタートアップ企業の参入機会拡大、④ ベンダーロックインの排除、⑤ 内部統制等による透明性の確保について、施策の方向性（詳細）ページも含めた内容について自由討議

**③ 中小・スタートアップ企業の参入機会拡大** P.44-47

**◆ 概要**

▶ システム調達で一部店札や一部の大手ベンダーへの発注の集中が生じていることに対し、高い技術を持つ中小企業やスタートアップ企業を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある

**◆ 主な短期的施策の方向性**

- 1. 事務手続きの簡素化・情報公開**
  - 入札明確化に電子入札・電子契約を原則する旨を記載した上で、既存の仕組み（GEPsや調達ポータル、e-Tax等）を活用し、公的かつ効率的な調達手続のデジタル化やペーパーレス化、採否理由の引渡等の事務の簡素化を図る。
  - 年間の調達計画（WTO案件）を中心に調達スケジュールを早期に開示する。
  - 電子入札の原則が定められているデジタルガバナンス推進標準がイデオロギとして、事務手続きの簡素化や入札参加資格の等級制の緩和について関係先とを図る。
- 2. 多様な企業の参入促進**
  - 中小企業やスタートアップ企業が財務や実績が求められる高い評価を獲得することは難しいことから、入札参加資格の等級制の緩和等、価格だけでなく提案内容を評価する仕組みを検討する。
  - 画として受容できるリスク・受容できないリスクを整理し、調達担当職の上限設定の合理的な判断ができるように整備する。
  - システム調達においては、中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増や中間を削減するまでの両面の対応として、中小・スタートアップ企業の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きの法的リスク（発注制度上の法的な契約）を契約タイプが異なることを前提とした再設計を活用する。

**(参考) 主な中期的施策の方向性**

- システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、「中抜き」を防止するような再委託に関するガイドラインを整備する
- 調達の競争力向上の観点から入札に関するガイドラインを整備することも検討する
- 様式統一や情報公開の徹底などを行うようなシステム（DMP等の活用）、幅広い種目で入札できる環境を検討する
- 中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やせるよう、調達担当の適切な責任分限と契約区分を切る能力を高める
- また、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業に調達担当が積極的に働きかけられるよう、中小・スタートアップ企業の情報やエコシステムの仕組みをもつ官庁や自治体等との連携を検討する

13

**④ ベンダーロックインの排除** P.48-53

**◆ 概要**

▶ 密結合なシステム設計や仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にあることに対し、システムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けた施策と、仕様のブラックボックス化を防ぐ情報公開施策を検討する必要がある

▶ ベンダー独自の仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じていることに対し、情報システム調達時の請負事業者の知的財産権を保護しつつもベンダーロックインの予防に資する施策を検討する

**◆ 主な短期的施策の方向性**

- 1. 疎結合化やオープンな技術の促進**
  - 疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良事例について、実証評価や検証の仕組みも含めた事例集を作成し共有する
  - 既存システムの次期更新に向けて、疎結合化やオープンな技術の採用、デューゴバナリテ、周辺系開発促進・高機能化施策を推進することをガイドで後押しする
  - 事業者の入札段階に、ブラックボックス化を防ぐための資料（ソースコードやインフラ設定等）を開示・提供出来たかどうかを評価・重層をガイドに落とし込む。
- 2. 請負事業者の知的財産権の保護と、ベンダーロックインの予防のバランスへの配慮**
  - 中期的施策として対応

**(参考) 主な中期的施策の方向性**

- ソースコードの再利用・共同利用の推進策、および権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応策といった事項を事前検討した上で、オープンソース化のやり方を整備し、運営詳細を、役割責任を明確にしながらガイドに落とし込む
- 疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口を府庁機能的に整備する
- オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームの標準と対応策に向けた人員を採用・育成する
- 知的財産権の所有関係とともに、オープンソース開発やクラウド等が事業者間の知的財産権が保護することを理由に連携関係できない場合でも、改修・運用に必要な内容に交換したうえで提供が受けられることやその必要負担の考え方、ベンダーとの連携内容をガイドする。また、改修・運用に必要な内容の提供を受けるための契約書様式を、情報システム調達の類型（発注側と事業者の関係）ごとに整える

14

**⑤ 内部統制等による透明性の確保** P.54-57

**◆ 概要**

▶ 民間人材が多いデジタル庁においては、より一層の透明性の充実・ルールの作成が求められることから、システム調達の透明性・実効性を図る施策が必要である

**◆ 主な短期的施策の方向性**

- 1. 透明性を支える内部統制等の充実およびサポート部門との連携による実効性の確保**
  - 調達監査部門全体に役割を強化・拡大する
    - 内部監査部門は調達プロセスについて、透明性の観点からチェックリストの整備による高いモニタリングを実施するとともに、PDCAサイクルを回すことで、ガイドラインの定量化を図る
    - サポート部門は、相談窓口として活用することで、助言機能として整備する
    - 調達支援チームは調達監査部門機能的に役割を図ることで、PDCAサイクルの実効性を担保する。また、サポート部門とも連携して、効果的・効率的なシステム調達ができるよう調達担当者に対して積極的に助言・支援する
- 2. システム調達情報の明確化**
  - 事業者との事前協議においては、技術的対話による合意形成を推進しつつ、RFIや意見招請も活用しながら、不適切なやり取りにならないようルールを遵守した上で対応を推進する。また、技術的対話や対話の活用を促進するため、実施する際の活用をまとめる冊子で、民間からの出向者等向けにルールや資料についての周知及び説明会を実施する

**(参考) 主な中期的施策の方向性**

- 調達に関する情報を外部に開示する方法を検討する。開示方法の検討においては、既存の仕組み（GEPsや調達ポータル）を活用し、効果的な導入を推進する。  
（「① 機動的・柔軟な調達手続の改善」の中期的施策「協働的・変革的・協働的の基底的理由については、対外的に公表」、「② システム調達に対する取組者の能力向上」の中期的施策「調達実績情報については、透明性の進化のために、関係への開示も検討する」も参照）
- 内部監査部門において、専門人材を外部及び内部から確保する。人材採用の際は、過去の情報開示に関する点に留意する

15

## 2-2. 施策の方向性（詳細）

# A-1(a) 柔軟性のある運営

## A-1(b) 前金払・概算払い

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性：A-1(a) 柔軟性のある運営

## 議論したポイント

- デジタルサービスの事業運営に柔軟性を確保するためには、予算制度の下でどのように調達することが考えられるか？

### ■ 短期的施策

#	施策概要	
1	デジタルサービスの本番稼働中に可観測性を活用することで柔軟性のあるサービス改善を行うために、アプリケーション保守や運用フェーズにおける分析・改善企画支援の調達をガイドする。	デジタル庁より試行
2	デジタルサービスにおける可観測性を活用したKPI設定の事例を収集し、各PJMOが参考とできるように展開する。	デジタル庁より試行

### ■ 中期的施策

#	施策概要	
1	IT製品・サービス市場調査を後押しするための事業者とのコミュニケーションの場を検討する	デジタル庁より試行
2	技術力のある企業に能動的に働きかけられるよう、各企業の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する	デジタル庁より試行
3	優良事例を収集・整理したうえで、定量的指標を測定・分析しながら、事業の継続的改善を行う、分析・改善企画のトレーニングを実施する。	デジタル庁より試行

# 施策の方向性：A-1 (b) 前金払・概算払い

## 議論したポイント

- 前払い・概算払いの手続きが明確でないことに対して、システム調達の支払いタイミングに関して考えられる施策

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>実践ガイドブックやコラムとして、案件内容によっては単一年度内の複数回の支払タイミング設定（部分払い）が、より有効な競争に寄与することを解説する。</li> <li>ただし、中小企業・スタートアップを中心とした、資金繰り面のニーズを持つ事業者の参画が想定される案件内容であることや、それらの具体的な事業者との事前のコミュニケーションによって、検討すべきリスクも記述する。</li> <li>また、契約内容に応じた部分払いの検査・検収が必要となる旨も言及する。言及にあたっては、ベンダーの立場、視点（毎月・四半期払いなど）と、国の立場、視点（調達内容に則した支払など）のバランスを考慮する事の重要性についても記述する。</li> </ul>	デジタル庁より試行

### ■ 中期的施策

#	施策概要	
1	なし	—

■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	<p>部分払いをする上での検査・検収の内容は、契約内容がある変化・変容してくるのであれば、それに応じた検査・検収が行われるべきである。</p> <p>例えば、ベンダーの立場、視点（毎月・四半期払いなど）だけではなく、国の立場、視点（調達内容に則した支払など）で、支払いを分けることも考慮するべきである。</p>	施策反映
2	<p>観測データや市場調査結果を評価して、改善を柔軟に企画したり、分析改善企画業務をアプリ保守運用とは別の事業者から調達するという方向性について、まず発注者側の職員自らが分析改善企画を担えないかという検討は必要。日常的な分析改善企画業務とアドホックにある事業者との対話等を、全体として設計して、どういう部分に、どういうリソースを活用して行くのかをシステム調達の時に既に考えていく必要がある。</p>	施策実行時に留意
3	<p>予算制度の柔軟化は行政の業務プロセス再設計（BPR）を伴う可能性があるためため、BPRにどのように取り組んでいくかを検討していく必要がある。</p>	施策実行時に留意
4	<p>分析改善企画業務では、運用報告における結果報告だけではとらえきれない問題点（普段より起動時間に時間がかかる、ミドルウェアやソフトウェアが普段出力しないログを出力する等）を整理するようなドキュメントも必要である。</p>	施策実行時に留意

# A-2 (a) アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流

## A-2 (b) 調達制度・調達単位の柔軟化

### A-4 (c) アジャイル開発の経験・知見

検討テーマ	論点
A. 調達 プロセスの見直しと 体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様な ベンダーの参加、 適切なベンダー の選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの 明確化・透明性 の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性： A-2 (a) アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流、 A-4 (c)アジャイル開発の経験・知見

## 議論したポイント

- ▶ 大規模一括開発（ウォーターフォール）が主流であるシステム調達において、調達制度・調達単位の柔軟化を目的とした小規模なシステム開発から開始して改善を繰り返す開発（アジャイル）が適する事業・システムを整理し、アジャイル開発を後押しするような施策と施策を実行する上での留意点

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要			
1	<p>アジャイル開発が選択肢となりうる事業・システム特性や関係者の状況を具体的な<b>プロダクト例等</b>を示しながらガイドする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>事業・システム特性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要件の変動可能性、分離容易性</li> <li>システム開発スコープ、機能のクリティカルさ</li> <li>省庁幹部の監督レベル、支持度合い</li> </ul> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>関係者の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が求めるリリースタイムライン</li> <li>巻き込み可能な利用者と度合い</li> <li>チームの規模や複雑性、要員の熟練度</li> <li>システム統合責任を発注側でどこまで負うか</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p><u>事業・システム特性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要件の変動可能性、分離容易性</li> <li>システム開発スコープ、機能のクリティカルさ</li> <li>省庁幹部の監督レベル、支持度合い</li> </ul>	<p><u>関係者の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が求めるリリースタイムライン</li> <li>巻き込み可能な利用者と度合い</li> <li>チームの規模や複雑性、要員の熟練度</li> <li>システム統合責任を発注側でどこまで負うか</li> </ul>	デジタル庁より試行
<p><u>事業・システム特性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要件の変動可能性、分離容易性</li> <li>システム開発スコープ、機能のクリティカルさ</li> <li>省庁幹部の監督レベル、支持度合い</li> </ul>	<p><u>関係者の状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者が求めるリリースタイムライン</li> <li>巻き込み可能な利用者と度合い</li> <li>チームの規模や複雑性、要員の熟練度</li> <li>システム統合責任を発注側でどこまで負うか</li> </ul>			
2	アジャイル開発を実行したプロジェクトから、ガイド内容の妥当性に関するフィードバックを受領し改善する。	デジタル庁より試行		
3	MVP（Minimum Viable Product, 実用的で最小限の範囲で動くプロダクト）や検査の合否判定基準やレビュー・受入方法を具体指定する調達仕様書等の雛形を整える。	デジタル庁より試行		
4	<p>対象事業・システム的具体特性に応じて、準委任契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を選択できるように、様式を整える。</p> <p><b>当該様式の整備については、事業者への意見聴取や調達契約班と連携して契約書の雛形を複数整備した際に選択しやすいものとする等、事業者・調達者の双方が利用しやすいものを検討する。</b></p>	デジタル庁より試行		
5	契約形態について、契約方式等を柔軟に選定できる環境を整えられるようデジタル庁内で試行、検討する。（デジタル庁としての試行のマイルストーンの作成）	デジタル庁より試行		

# 施策の方向性： A-2 (a) アジャイル開発よりも大規模一括開発が主流、 A-4 (c)アジャイル開発の経験・知見

## 議論したポイント

- ▶ 大規模一括開発（ウォーターフォール）が主流であるシステム調達において、調達制度・調達単位の柔軟化を目的とした小規模なシステム開発から開始して改善を繰り返す開発（アジャイル）が適する事業・システムを整理し、アジャイル開発を後押しするような施策と施策を実行する上での留意点

### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	準委任契約（履行割合型、目的物を指定する成果報酬型）、請負契約を組み合わせた混合型の契約条項をPJMOと会計課が検討するプロセスを整える。	デジタル庁より試行
2	アジャイル開発を実際に行ったプロジェクトから、調達仕様書等の雛形の内容妥当性に関するフィードバックを受領し改善する。	デジタル庁より試行
3	混合型の契約を作成可能とする、条項の転用パターンを整える。	デジタル庁より試行
4	アジャイル開発に必要となる人材・スキルを整理し、調達人材を強化を検討する。	デジタル庁より試行
5	アジャイル知見を有する人材の増加に向けて、アジャイル開発に求められるスキルに係る研修制度を導入し、希望するPJMOに対してトレーニングやコーチングの利用を支援する。	デジタル庁より試行
6	アジャイル開発を含むシステム調達に対応できるデジタル庁職員を育成し、どこにどのような人材が必要なのかを分析した上で、省庁横断で必要な人材を適切に割り当てられる体制を検討する。	デジタル庁より試行

# 施策の方向性：A-2 (b) 調達制度・調達単位の柔軟化

## 議論したポイント

- ▶ ベンダーロックインとなっているシステム開発や運用・保守案件を細分化するなど「合理的な調達単位」を検討すること、その検討が可能な人材育成と調査研究（外部調達も含む）を実施することが重要である

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	<p>システムの疎結合化の調査研究業務が選択肢となりうるシステムの特性をガイドする。</p> <p><u>選択肢となりうるシステムの特性例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンダーロックイン*や一者応札等でコストが高止まりしている。</li> <li>密結合状態であり、変更が容易でない(いわゆるレガシーシステム等)。</li> <li>より迅速なリリースで事業効果がでる。</li> </ul>	デジタル庁より試行
2	<p>調達単位の細分化のメリットとともに、そもそもの実現可能性の検討観点やリスク、システムの疎結合化と合わせた調達単位細分化のアプローチをガイドする。</p> <p>* ベンダーロックイン対策としては、C-1の施策を合わせて行う</p>	デジタル庁より試行

### ■ 中期的施策

#	施策概要	
1	<p>蓄積された細分化実績に基づいて、システムの調達単位細分化例をガイドする。</p> <p>合理的な調達単位の検討について技術妥当性や履行可能性に関する知見を蓄積し、整理する。 (レガシーシステムから如何にして分離するか、そのパターンを検討し研究結果を蓄積していく。)</p>	デジタル庁より試行
2	<p>細分化の具体実績や調査研究結果を収集・蓄積し、参照できるインフラを整備する（細分化を実施したシステムの調達仕様書やシステム方式設計書、前段となる調査研究結果報告書が蓄積対象）。</p>	デジタル庁より試行

■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	アジャイル開発を適用すべきか分かりやすいように、アジャイル開発のマニュアルやガイドにて具体的なプロダクトの例示（例：国民がUI・UXを使うもの等）を示す。	施策反映
2	合理的な調達単位の検討について、他府省庁も含めたシステム調達を通じて技術妥当性や履行可能性に関する知見を蓄積し、整理した上でガイドに反映する。	施策反映
3	契約書の雛形を作る上では事業者の意見を聞きながら取り組むことが望ましい。また、国の中で契約書の雛形を作る調達契約班と連携して、契約書の雛形を細分化したときに使いやすいものにする必要がある。	施策反映
4	アジャイル開発に対応できるような人員が配置できるように、どこに人が必要なのかを分析し、必要な人材を適切に割り当てられるような体制の検討が必要である。	施策反映
5	プロダクトオーナー・組織リーダー向けと同時に、検収を行うメンバー向けのトレーニングも必要である。	施策実行時に留意
6	各府省庁から開発単位の細分化の調査研究対象を募ることを検討する。	施策実行時に留意
7	アジャイル開発に必要な人材・スキルを整理し、該当の人材を育成・採用の方針について関連部署と情報を共有し、調達人材を強化に向けた提言をガイドに記載する。また、アジャイル開発に求められるスキルに係る研修制度導入を検討する。	施策反映

## A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 <b>アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方</b>
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性：A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収

## 議論したポイント

- アジャイル開発の特性を踏まえた契約形態・契約内容の留意点や検収の考え方と施策を実行する上での留意点

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	<p>準委任契約を用いたアジャイル開発における、契約・検収時のポイントをガイドライン群に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>完了の定義、コードの質、従うべき基準等の調達仕様書等への記述           <ul style="list-style-type: none"> <li>- TechFARハンドブック（米国）にて、ソフトウェアの受入基準、「完了の定義」を満たすために完了すべきタスク、コードの質、基準の遵守を事前に定めることを要求しており、参考にする。</li> </ul> </li> <li>検収は各スプリントで行い、完了の定義、コードの質、従うべき基準を満たしていることを確認する           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 開発手法としてアジャイル開発を選択し、契約書上具体的な成果物が指定されない場合でも、インクリメント*が調達時に指定した完了の定義、アウトプットされるコードの質、従うべき規則や基準・ガイドラインを満たしているか確認したうえで、検収を行う等</li> </ul> </li> </ul>	デジタル庁より試行
2	<p>準委任契約を用いたアジャイル開発における、契約・様式、検収基準や条件、<b>検収回数の増加が事務の煩雑さを招かないような工夫等のポイントを示したガイド</b>を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者・事業者の役割定義           <ul style="list-style-type: none"> <li>- プロダクトオーナー、スクラムマスター、契約オフィサー等の役割を定義する（ただし案件ごとの違いや柔軟性について考慮する）</li> </ul> </li> <li>完成果物の記載レベル           <ul style="list-style-type: none"> <li>- プロダクトバックログ、デザインモック、プロトタイプ、レポート、移行計画、ソースコード等で構成する</li> <li>- 名称、納入期限、納入方法を記載にとどめるはどうか（成果物の内容詳細の記載は行わない）</li> </ul> </li> <li>完品質の監視方法           <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事業者がサービスレベルの達成を保証することに対しての、政府側の監視行為の手順・ガイドをサンプル記述する</li> </ul> </li> </ul>	デジタル庁より試行

# 施策の方向性：A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収

## 議論したポイント

- アジャイル開発の特性を踏まえた契約形態・契約内容の留意点や検収の考え方と施策を実行する上での留意点

### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	プロダクトオーナー等への研修を企画・実行し、アジャイル開発に適した人財を育成する。 (詳細はA-4で検討する)	デジタル庁 より試行
2	アジャイル開発に関わった人同士がプラクティスをシェアできる場やアジャイル開発・準委任契約が適切なプロジェクトの事例集・失敗集の作成を検討する。	デジタル庁 より試行

## 施策の方向性：A-3 (a) アジャイル開発採用時の契約と検収

### ■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	アジャイル開発であること自体が重くならないよう、各スプリントの検収は重要なところだけの確認にとどめ、最終的なものは最後に回す等重み付けに配慮すべきである。	施策反映
2	ガイドラインについては、官民双方がアクセス可能なものとし、継続的にアップデートすることが重要である。	施策実行時に留意
3	トレーニングについて、プロダクトオーナーの研修は重要だが、周囲の理解や、組織作りも大切であることから、ある一定の年次以上の人にはトレーニングで知識を身に付けてもらう等、他のメンバーにも理解を深めてもらうことが重要である。	施策実行時に留意
4	開発をやる際に行政・ベンダーと一緒に作り上げるというマインドセットも必要であり、アジャイル開発に関わった人同士がプラクティスをシェアできる場やアジャイル開発・準委任契約が適切なプロジェクトの事例集・失敗集の整備を検討する。	施策反映
5	準委任契約・検収時のポイントについて、ガイドへの記載を検討する。	施策反映
6	準委任契約や検収に用いるチェックリストの方向性を検討する。	施策実行時に留意

## A-3(b)クラウドサービス調達時の契約

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 <b>アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方</b>
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性： A-3(b)クラウドサービス調達時の契約

## 議論したポイント

- ▶ クラウドサービスを調達する場合の契約上の留意点や、サブスクリプション（従量制料金）、長期継続契約の考え方が明確になっていない中で、クラウドサービスの特性を踏まえると、契約形態・内容はどのようにすべきかを議論

### ■ 短期的施策

#	施策概要	
<b>(ガバメントクラウド関連)</b>		
1	日本版フレームワーク合意方式のスキームを検討し、早期の導入を図る。（フレームワーク合意とは、欧米で活用されている、契約を行う一つまたはそれ以上の政府機関と、一つまたはそれ以上の事業者との間の契約のことを指す）	デジタル庁より試行
2	各府省が日本版フレームワーク合意方式が利用できるようポータルサイトや契約様式を整備するとともに、個別契約を締結するガイドを整備する	全府省にて試行
3	クラウド事業者と契約を結ぶ府省を決定し、各府省の利用ルールやガバナンスを検討する。また、契約に関する問い合わせについて、担当者をサポートできる人員を確保する	全府省にて試行

## 施策の方向性：A-3(b)クラウドサービス調達時の契約

### 議論したポイント

- クラウドサービスを調達する場合の契約上の留意点や、サブスクリプション（従量制料金）の考え方が明確になっていない中で、クラウドサービスの特性を踏まえると、契約形態・内容はどのようにすべきかを議論

#### ■ 短期的施策

#	施策概要	
<b>(クラウドサービス関連)</b>		
1	第二期政府共通プラットフォームやガバメントクラウドの事例を参考に、中間事業者を介した単価契約や、クラウドサービス事業者との直接契約を締結するガイドを、デジタルガバメント推進標準ガイドラインにて整備する	デジタル庁より試行
2	契約形態として、直接契約する場合、総価契約する場合、中間事業者と単価契約する場合等について、事業を勘案して、複数年契約の利用を検討する旨をデジタルガバメント推進標準ガイドラインに記載する	デジタル庁より試行
3	契約期間中にサービスの単価が変動する場合や、新たなサービスが追加利用される場合を考慮した契約様式を整備する	デジタル庁より試行
4	リセラー（中間事業者）とクラウドサービスを契約する際、リセラーを競争させるために調達時に使用するクラウドサービス利用料の算定フォーマットを整備する	デジタル庁より試行

#### ■ 中期的施策

#	施策概要	
1	なし	—

## ■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	長期継続契約について、今予決令の102条の2で列挙されているが、自治体の事例を見てもっと広く記載しているものもあるのでそちらが参考になると考えている	施策実行時に留意
2	長期継続契約については、憲法からルールを話したが、例外的な扱いのため、具体的なリストを記載しなくてはならない。本当に必要かどうかを検証して、リストアップするか検討すべきであり、法形式は法律に基づかなくてはならない。契約の内容をよく検証し、元のルール制度に則り、法律に反しない範囲で政令のリストに記載を検討していただきたい。また、第3の道を探ることは少し危険性があるので、出来れば避けてもらいたい	施策実行時に留意

## A-3(c) 随意契約・契約変更の選択基準

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 <b>アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方</b>
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性：A-3(c)随意契約・契約変更の選択基準

## 議論したポイント

- 随意契約や契約変更を選択する基準が明確になっておらず、調達プロセスの透明性を低下させる要因となっているため、随意契約を選択する基準、契約変更を行う基準はどうあるべきかを議論

### ■ 短期的施策

#	施策概要	
1	随意契約や契約変更実績の中から、妥当と考えられる実績を抽出して事例集として共有する。また、抽出した実績を参考にして、随意契約や変更契約を適用する際の判断基準となるガイドラインを作成する	デジタル庁より試行
2	契約価格の高止まり等を防ぐため、コスト・品質面での妥当性・適正性が確認されたうえで随意契約又は契約変更ができるよう、具体的な観点を整理して担当者に共有する	デジタル庁より試行

### ■ 中期的施策

#	施策概要	
1	契約変更において、当初の競争性を確保するうえでも、制度として変更される契約金額の上限目安等を明らかにする。また、契約の公平性・透明性を確保したうえで、契約変更の採用基準についても検討する	デジタル庁より試行
2	契約内容について内部監査を実施する際は、公正性・正確性・合規性のみならずVFM（支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方）も観点に入れて実施する	デジタル庁より試行
3	随意契約や変更契約を実施した際の具体的な理由について、対外的に公表することを検討する	デジタル庁より試行

## ■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	契約変更に対するガイドラインを作成する際は、民法に書いてあるが会計法に記載が無い内容を盛り込むことは難しいため、債務不履行をはじめ、民法の大原則は会計法には記載が無いという点を念頭に置きつつ、作成する必要がある	施策実行時に留意
2	契約変更と随意契約の事例については、そもそも法令に対する知識が不足していることが散見されるため、ガイドライン作成は有用と考える	施策実行時に留意
3	アジャイル開発を想定した随意契約においては、契約者以外による履行が不利にならないように留意すべきである	施策実行時に留意

A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上  
 A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上  
 B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

## 施策の方向性：A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上

### 議論したポイント

- 発注者側の経験の不足により、調達仕様書や契約書の記載が十分でないケースが生じているため、調達仕様書作成能力の確保、契約書作成支援の施策としてどのようなものが考えられるかを議論

#### ■ 短期的施策

#	施策概要	
1	発注者向けの調達仕様書サンプル（詳細版）を作成し、関連省庁に共有・活用する	デジタル庁より試行
2	望ましくない調達仕様書の記載例について、コラム等の形式でデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン群を更新し、各府省に共有する	全府省にて試行
3	現在のデジタル庁の標準契約書（請負契約）に加えて、事業特性を踏まえた契約を行えるよう、契約書の雛形（準委任契約等）を複数種類作成し、公開する	デジタル庁より試行
4	デジタル庁にて、調達仕様書作成の相談窓口を設置するとともに、作成された調達仕様書の内容をレビューする体制を構築する	デジタル庁より試行
5	調達仕様書作成の勉強会を実施して作成能力の向上策を検討するとともに、情報システム調達人材に求められるスキルを整理する	デジタル庁より試行

## 施策の方向性：A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上

### 議論したポイント

- 発注者側の経験の不足により、調達仕様書や契約書の記載が十分でないケースが生じているため、調達仕様書作成能力の確保、契約書作成支援の施策としてどのようなものが考えられるかを議論

#### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	調達に係る人材について、求められるスキルを持った人材を確保するために、人材育成・採用の方針について関連部署と情報を共有するとともに、必要な施策（専門人材育成を考慮した研修の強化やローテーション等）についても提言する。また、最低限のシステム調達に関する知識の習得を目的としたセミナーの開催等を通じて、職員全体の底上げを図る	デジタル庁より試行
2	調達相談窓口で、契約に係る助言も実施出来るよう体制構築を検討する（FAQ等を蓄積し、共有する）。また、窓口だけでなく、担当者がお互いに情報交換し、学びあう場を作ることも検討する	デジタル庁より試行
3	調達仕様書の作成においては、共通した仕様書の書き方の伝授やスキルセットの支援をする点について、外郭団体、民間企業との協力を検討する	デジタル庁より試行
4	契約書の作成において、契約書作成を自動化する外部のサービス等のリーガルサービスの導入や契約書レビューを実施する弁護士を省庁内に配置することを検討する	デジタル庁より試行

施策の方向性： A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上  
B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み

## 議論したポイント

- ▶ システム調達の実績が体系化されておらず、ベンダの技術を評価する知見も不足していることから、提案価格やサービスの内容を適切に評価することが難しく、また、発注者側が、ベンダの提案や案件ごとの妥当な価格水準を評価する上で、必ずしも十分な情報を有していないことから、ベンダ選定プロセスの妥当性を高める上で、提案価格やサービス内容を適切に評価するためには、どのような情報をどのように蓄積・共有すべきかを議論

### ■ 短期的施策

#	施策概要	
1	発注者のシステム調達能力を向上させるために、参考となる調達仕様書や定量的な情報（システム概要、要件・金額規模、期間）を蓄積していく	デジタル庁より試行
2	調達情報等をシステムに入力する際、情報を入力する各省の負担が大きいとされたODBでの反省に鑑み、入力者の負担を軽減し、情報の入力率・正確性向上の解決を図ると共に、入力のモチベーション向上のためにメリットとなる利活用方法について検討する	デジタル庁より試行

施策の方向性： A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上  
B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み

## 議論したポイント

- システム調達の実績が体系化されておらず、ベンダの技術を評価する知見も不足していることから、提案価格やサービスの内容を適切に評価することが難しく、また、発注者側が、ベンダの提案や案件ごとの妥当な価格水準を評価する上で、必ずしも十分な情報を有していないことから、ベンダ選定プロセスの妥当性を高める上で、提案価格やサービス内容を適切に評価するためには、どのような情報をどのように蓄積・共有すべきかを議論

### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	調達実績情報（案件名、契約金額等）を共有し、調達規模や調達内容を共有・活用できるような仕組み・システムを実現する（ただし、各府省の意見や民間団体のヒアリング結果を加味した公開内容、公開範囲の設計が必要）。また、調達実績情報については、透明性の強化のために、国民への開示も検討する	デジタル庁より試行
2	調達に携わる担当者が、効果的に蓄積された調達実績情報やベンダ情報を把握し、活用できるような研修等の実施を検討する	デジタル庁より試行
3	ベンダの定性的な情報（能力評価等）を入手する際は、公共工事調達の事例がシステム調達にも適用できるかを検討する。また、公共工事調達の事例を参考にする際には、活用するメリットを事前に整理する	デジタル庁より試行

施策の方向性： A-4(a)発注者の仕様書・契約書作成スキル向上  
 A-4(b)発注者の提案価格・サービス評価の能力向上  
 B-3(a)調達実績等を蓄積・共有し活用する仕組み

■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	調達仕様書作成の相談窓口を設置を検討する際は、イギリスのCCS (Crown Commercial Service) を参考にして、専門的な調達を扱う部署の組成を考えるとよい。また、窓口だけでなく、コミュニティベースでお互いに学びあう仕組みも作るとよい	施策実行時に留意
2	調達仕様書の作成においては、共同調達支援を行い、共通した仕様書の書き方の伝授やスキルセットの支援をする点について外郭団体、民間企業との協力を検討することも必要である	施策に反映
3	契約書作成の支援体制について、契約書作成を自動化する外部のサービス等、リーガルサービスを導入することや、契約書をレビューできる立場の弁護士を省庁内にもっと配置することも検討する	施策に反映
4	調達に係る専門人材の教育においては、モチベーションを高めるために、教育を受けた方のインセンティブを与えるといったことも考えられる。また、専門人材の育成だけでなく、システム調達に関する知識の習得を目的としたセミナーの開催等を通じて、職員全体の底上げを図ることも必要である	施策実行時に留意
5	ベンダー選定プロセスの妥当性について、各府省のCIO補佐官に助言を求めていたため、各CIOにヒアリングすることは有用である。又、信頼性については行政レビューで評価していたため、後々振り返れるようにデータベース化していくことが重要である	施策実行時に留意
6	ベンダーの能力評価について、評価の仕組みとして公共工事調達の事例を参考にする際は、事前に事例を活用するメリットの整理が必要である	施策に反映
7	システム調達のデータを蓄積するシステムを構築する際は、ODBにおける経験を生かし、ユーザーのフィードバックを受けて設計や項目を改善できるような体制を用意すべきである	施策実行時に留意
8	システム調達実績の共有においては、担当者が異動しても次の担当者がローデータを手掛かりに継続できるよう、プロジェクトのローデータをデータベースに蓄積することが必要である。また、データベースを設計する際、データの概要を把握するためのフラグ立てについては、複数の府省で検討すべきである。	施策実行時に留意

## B-1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性：B-1中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大

## 議論したポイント

- システム調達で一者応札や一部の大手ベンダへの発注の集中が生じていることに対して、高い技術を持つ中小企業やスタートアップ企業を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	中小企業やスタートアップ企業が財務や実績が求められる高い等級を取得することは難しいことから、入口段階で事業者を絞るのではなく、入札参加資格の等級制限の緩和等を実施し、価格だけではなくより提案内容を評価する仕組みを検討をする。	デジタル庁より試行
2	国として受け入れられるリスク・受け入れられないリスクを整理し、損害賠償金額の上限設定について合理的な判断ができるように整備する。	デジタル庁より試行
3	電子入札の原則が定められているデジタルガバメント推進標準ガイドライン群にて、事務手続きの簡素化や入札資格の等級制限の緩和等について周知拡大を図る。	デジタル庁より試行
4	入札説明書に電子入札・電子契約を原則する旨を記載した上で、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル、e-Tax等）を活用し公告から契約締結までの事務手続きのデジタル化やペーパーレス化、提出書類の削減等を検討する。	全府省にて試行
5	年間の調達計画（WTO案件）を中心に調達情報等を早期に開示する。	デジタル庁より試行
6	システム調達においては、中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やす環境を整備するまでの当面の対応として、中小・スタートアップ企業の役割分担を明確にし、参入障壁になっている事務手続きや法的リスク（損害賠償の上限がない契約）を委託元が担うことを前提とした再委託を活用する。 また、再委託の活用に関しては、応札時の再委託情報の確認（体制図・役割分担の提出）、契約期間中の元請・再委託先の運用体制の確認、再委託先の事業者を含めた契約等事業者一覧の公開、再委託に関するトラブル（中抜き等）を防ぐための仕組み等を検討する。	デジタル庁より試行

# 施策の方向性：B-1中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大

## 議論したポイント

- システム調達で一者応札や一部の大手ベンダへの発注の集中が生じていることに対して、高い技術を持つ中小企業やスタートアップ企業を含めた多様な事業者の参入を促すために施策を講じる必要がある

### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	システム調達における再委託比率制限の撤廃や緩和について、“中抜き”を防止するような再委託に関するガイドラインを整備する。 損害賠償金額上限の設定の考え方に関するガイドライン群を整備することも含めて検討する。	全府省にて 試行
2	様式の統一化や簡易的に受発注を行えるような手続きを検討する。(DMP等の活用) また、幅広い端末で入札できるアクセシビリティ環境を検討する。	デジタル庁 より試行
3	中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やすために、システム開発や運用・保守案件等の合理的な調達単位に細分化する調達担当官の能力を高めることを検討する。 また、高度な技術力を持つ中小・スタートアップ企業に調達担当官が能動的に働きかけられるよう、中小・スタートアップ企業の情報やエコシステムの仕組みをもつ省庁や自治体等との連携を検討する。 あわせて、次フェーズや類似の案件の入札情報を調達担当官から再委託先に案内する等、中小企業やスタートアップ企業へ直接の働きかけを行うことを検討する。	デジタル庁 より試行

# 施策の方向性：B-1中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大

## ■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	情報システム調達においては、短期的には再委託の活用が必要であり、参入機会の拡大の有効な手段でもあるが、過去に生じたセキュリティ要件や中抜き等のトラブルを防ぐためには、応札時に再委託情報も含めて評価する等のルールが必要である。	施策反映
2	再委託という形でプライムベンダーに責任を負わせるのではなく、発注者側が適切な責任分解点で契約区分を切る能力を持ち、中長期的には中小企業・スタートアップ企業との直接契約を増やしていくことが望ましい。	施策反映
3	各府省庁や局単位、担当者単位で様式で異なるケースもあり、様式の統一化を検討する。	施策反映
4	既存の仕組み（GEPSや調達ポータル等）を活用し、デジタル化やペーパーレス化、不要な書式の廃止や削減等を推進する。また、企業側の任意書式を認める等の形式面での要件緩和や幅広い端末で入札できるアクセシビリティの確保を検討する。	施策反映
5	前例踏襲ではなく、合理的な判断のもと、国として受け入れられるリスク・受け入れられないリスクを分類した上で損害賠償の上限設定を検討する。	施策反映
6	諸外国がどのようにスタートアップの倒産リスクに対応しているのかを調査する。	施策実行時に留意
7	再委託先の実績について、総合評価や企画評価で評価し、次フェーズや類似の案件時には再委託先にも声をかける等、中小企業やスタートアップ企業へ直接の働きかけを行うことが必要である。	施策反映
8	年間の調達計画を開示する等、調達の時期等を早期に開示していくことが望ましい。	施策反映
9	中小企業やスタートアップ企業が入札等級でAをとることは難しいことから、入札等級の緩和等を検討する。また、入札参加資格や認定等の入口部分ではなく、内容を評価して落札者を決定することを検討する。	施策反映
10	システム調達に係る分割発注・再委託の活用方法について、ガイドへの記載を検討する。	施策実行時に留意

## C-1ベンダーロックインを予防するアーキテクチャの採用

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 <b>ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用</b>
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性：C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ

## 議論したポイント

- 密結合なシステム設計や、仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にあることに対し、技術的な知見が必要である、システムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けて考えられる施策と、仕様のブラックボックス化を防ぎ、ひいてはベンダーロックインの予防に寄与する情報公開施策について

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>疎結合化やオープンな技術の採用に成功した優良・失敗事例について、実現性調査や検証の進め方も含めた事例集を作成し共有する。</li> </ul>	デジタル庁より試行
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存システムの次期更改に向けて、疎結合化やオープンな技術の採用、データポータビリティ等に係る調査研究・実機検証業務を調達することをガイドで後押しする</li> <li>特にデータポータビリティに関しては、個別案件において対応策の検討を実施する</li> </ul>	デジタル庁より試行
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の入札検討時に、ブラックボックス化を防ぐための資料（ソースコードやインフラ設定等）を閲覧・検索出来るような仕組み・準備をガイドに落としこむ</li> </ul>	デジタル庁より試行
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル庁内において、疎結合化やオープンな技術の採用に関する調達仕様書の記載内容等について相談可能な窓口を整備する。</li> </ul>	デジタル庁より試行
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札検討を目的とする、誓約書を提出した事業者に、資料閲覧・検索しやすい情報公開の工夫を検討する</li> </ul>	デジタル庁より試行

# 施策の方向性：C-1 (a) ベンダーロックインを予防するアーキテクチャ

## 議論したポイント

- 密結合なシステム設計や、仕様のブラックボックス化により、レガシーシステムではベンダーロックインが生じる傾向にあることに対し、技術的な知見が必要である、システムの疎結合化やオープンな技術の採用の促進に向けて考えられる施策と、仕様のブラックボックス化を防ぎ、ひいてはベンダーロックインの予防に寄与する情報公開施策について

### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソースコードの再利用・共同利用の推進策、および権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応運営といった事項を事前検討した上で、オープンソース化のポリシーを整備する</li> </ul>	デジタル庁より試行
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成されたオープンソース化のポリシーに基づいて、権利関係の整理、セキュリティ確保、改善・課題リクエスト対応といった運営の詳細を、発注者側や機関側の役割責任を明確にしながらいガイドに落とし込む</li> </ul>	デジタル庁より試行
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>疎結合化やオープンな技術の採用に向けた相談窓口を府省庁横断的に整備する</li> <li>合わせて、疎結合化によって弊害となりうる相互運用性の低下を取り除くための仕組みを検討する</li> </ul>	全府省にて試行
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>疎結合化やオープンな技術の採用に成功した、設計・開発業務の調達仕様書、事前の調査研究・実機検証業務の調達仕様書や報告書を集約し、特定製品名等のキーワードで検索可能とする</li> </ul>	デジタル庁より試行
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンソースとして公開する際に使用する基盤やプラットフォームを準備する</li> </ul>	デジタル庁より試行
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開されたソースコード等に対する改善・課題リクエスト対応運営を行えるよう、該当組織の人員を採用・育成する</li> </ul>	デジタル庁より試行

※ ただし、オープンソース化については、セキュリティリスク、公開したことによる質疑応答など職員の負担および運用保守費の増額等を勘案して、一般公開するシステムを限定する・官庁内での公開に限定するなど、ケースバイケースでの検討が必要であることを念頭に施策を検討する。

## 施策の方向性：C-1 (b) ベンダーロックイン予防その他

### 議論したポイント

- ▶ ベンダー独自仕様の組み込みや知的財産権に係る制限によっても、ベンダーロックインが生じていることに対し、情報システム調達時の知的財産権について、どのような整理を行えば、請負事業者の権利を保護し、かつベンダーロックインの予防に寄与するかについて議論

#### ■ 短期的施策

#	施策概要	
1	なし	—

#### ■ 中期的施策

#	施策概要	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権の所有関係とともに、データベース構造やソースコード等が事業者側に知的財産権が帰属することを理由に直接開示できない場合でも、改修・運用に必要な内容に変換したうえで提供が受けられることやその必要負担の考え方、ベンダーとの協議内容をガイドする。</li> </ul>	デジタル庁より試行
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権の所有関係を踏まえて、改修・運用に必要な内容の提供をベンダーから受けるための相談窓口を、府省庁横断的に整備する</li> </ul>	全府省にて試行
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的財産権の所有関係や、改修・運用に必要な内容の提供を受けるための契約書様式を、情報システム調達の類型（発注側と事業者の関係）ごとに整える</li> </ul>	デジタル庁より試行

## ■ 検討会で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	バイドール法自体は活躍したと思うが、若干古くなっているので、もう少し民間の契約形態を取り入れやすい制度に変えていった上で、知財の部分を調整する必要がある。	施策実行時に留意

## ■ 検討会で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	ベンダーロックインの予防に関しては、データポータビリティは非常に重要であり、様々な案件について個別の検討を進めてもよいのではないか。	施策反映
2	オープンソース化は請負事業者が減らないか懸念されるため、ケースバイケースでの検討が必要である。	施策反映
3	政府が受託開発したソフトウェアそのものをオープンソース化し、他の行政も使えるようにすることもベンダーロックインを排除するという意味で重要であり、機密性の高いもの以外は基本的にオープンにする方向性を徹底すべき。	施策反映
4	システムの疎結合化を進める上では、相互運用性の確保が非常に重要であり、行政内で横並びで動ける仕組みを日本でも整え、浸透させていくことが必要。	施策反映

## C-2システム調達の透明性に係る検証機能の整備

検討テーマ	論点
A. 調達プロセスの見直しと体制強化	1 予算制度の柔軟化
	2 調達制度・調達単位の柔軟化
	3 アジャイル開発・準委任契約を含む調達・契約方法の在り方
	4 発注者のシステム調達能力の強化
B. 多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定	1 中小企業・スタートアップ企業等の参入機会の拡大
	2 システム調達プラットフォームの整備
	3 システム調達実績の共有 ベンダー選定プロセスの透明化
C. プロセスの明確化・透明性の向上等	1 ベンダーロックインを予防する アーキテクチャの採用
	2 システム調達の透明性に係る検証機能の整備

# 施策の方向性：C-2システム調達に透明性を係る検証機能の整備

## 議論したポイント

- 民間人材が多いデジタル庁においては、より一層の透明性の充実・ルールの作成が求められることから、システム調達の透明性・実効性を図る施策が必要である

### ■ 短期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下のように、調達監査部門全体における役割を強化・徹底及びサポート部門との連携による実効性の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 内部監査部門は調達プロセスについて、準拠性の観点からチェックリストの整備による質の高いモニタリングを実施するとともに、PDCAサイクルを回すことで、ガイドラインの定着化を図る</li> <li>➤ サポート部門は、相談窓口として活用することで、助言機能として整備する</li> <li>➤ 調達支援チームは調達監査部門横断的に統制を図ることで、PDCAサイクルの実効性を担保する。また、サポート部門とも連携して、効果的・効率的なシステム調達ができるよう調達担当者に対して助言・支援する</li> </ul> </li> </ul>	デジタル庁より試行
2	<p>事業者との事前接触においては、技術的対話による企画競争を推進しつつ、RFIや意見招請も活用しながら、不適切なやり取りにならないようルールを遵守した上で対話を推進する。また、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめる。併せて、民間からの出向者等向けにルールや資料についての周知及び説明会を実施する</p>	デジタル庁より試行

# 施策の方向性：C-2システム調達に透明性に係る検証機能の整備

## 議論したポイント

- ▶ 民間人材が多いデジタル庁においては、より一層の透明性の充実・ルールの作成が求められることから、システム調達の透明性・実効性を図る施策が必要である

### ■ 中期的施策

凡例：検討会からの変更点

#	施策概要	
1	調達に関する情報を外部に開示する方法を検討する。開示方法の検討においては、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル）を活用し、効率的な導入を推進する。	全府省にて 試行
2	内部監査部門において、専門人材を外部及び内部から確保する。人材採用の際は、過去の慣例踏襲に傾くことがないように、新しい観点で改善できる人材を確保するという点に留意する	デジタル庁 より試行

# 施策の方向性：C-2システム調達の透明性に係る検証機能の整備

## ■ 検討会等で議論された主な内容

#	議論された主な内容	
1	調達支援チームはPDCAサイクルが回っているか、実効性をチェックするとともに、実際に担当者がガイドライン等を活用できているかについて支援する。又、PJMOにおいても適切な調達が実施できているか、チェックリスト等で自主的にチェックすることも必要である	施策反映
2	調達監査部門の役割については、内部監査部門を中心とした準拠性の監査だけではなく、効果的、効率的に優れたシステム調達ができるよう、調達担当者と並走する形での助言機能も整備すべきであり、今後は調達支援チームやサポート部門を活用して、調達担当者を支援する機能を整備する必要がある	施策反映
3	内部監査部門の人材確保における定年退職者の再雇用については、過去の慣例踏襲に傾くことがないように、新しい観点から一緒に改善できるような人材を確保するという観点が重要である	施策反映
4	入札公告前の事業者との事前接触においては、技術的対話やRFIの活用を促すため、実施する際の活用例をまとめることが有用である。また、新しく入省する民間からの出向者向けにルールや資料についての周知及び説明会の実施も検討する。さらに、判断に困った際に相談できるような相談窓口も整備することで、不適切なやり取りにならないよう支援することが必要である	施策反映
5	RFIを実施した際、意見を出した企業を公開することで、企業同士の企業間の対話を生み出すことが期待される（但し、談合のきっかけにならないように、セットで対策を講じることも必要）	施策実行時に留意
6	調達に関する情報の開示を検討する際は、既存の仕組み（GEPSや調達ポータル）を活用し、効率的な導入を推進する。また、現状各省ごとに調達窓口が分散しているため、GEPSや調達ポータルを活用して意見を集約できないか検討する	施策反映
7	特許権や著作権について、調達自体が他社の特許権や著作権に抵触していないか、照会が来た際の対応や調達仕様書作成の際の注意点、意見招請・公示の際の質疑対応等について、標準ガイドライン群に記載する必要がある	施策実行時に留意